

II 会社分割の残存債権者保護に国内法上の 詐害行為取消権を認容した事例 (*Actio Pauliana*) —— Case C-394/18, I.G.I Srl v. Maria Gracia Cicienya and Others, EU:C:2020:56 ——

上田 廣美

はじめに

企業再編，とりわけ会社分割は，会社の不採算部門を切り離す手段として用いられる場合があり，分割会社の優良資産や債権などを承継会社に移転させ，分割会社には資産移転の対価として取得した承継会社の株式のほかは負債しか残らず，分割会社の債権者（残存債権者）の債権回収を危くするケースが問題となる。所謂，濫用的会社分割，あるいは詐害的会社分割である。このような場合，残存債権者には，会社分割無効の訴えの当事者適格が認められず⁽¹⁾，さらに分割会社と承継会社の間で債務保証が行われていれば，会社分割に対する債権者異議申立⁽²⁾も困難となる。そこで，民法上の詐害行為取消権⁽³⁾を用いて残存債権者を救済する手法が考えられてきた。

本件は，詐害的会社分割の典型的な事案⁽⁴⁾である。EUでは会社分割に関す

-
- (1) 日本法の場合，分割無効の訴えができるのは，各当事会社の株主，取締役，執行役，監査役，清算人，管財人におよび分割について承認しなかった債権者（債権者異議手続において異議を述べた会社債権者のほか格別の催告をうけなかった者）である（会828条2項9号・10号）。無効判決の効力は対世効を有し遡及効はない（会838条・839条）。
 - (2) 日本法の場合，債権者異議申立ができる者は，分割後分割会社に債務の履行請求ができなくなる者・人的分割の場合の分割会社の債権者・承継会社の債権者（会789条・799条・810条）。これに対し，分割後分割会社に債務の履行請求ができる者（物的分割）は債権者異議申立ができない。分割会社と承継会社の間で債務引受や連帯保証が行われている場合や物的分割の残存債権者は異議申立ができない。
 - (3) 日本法の場合，民法424条。

る第6指令⁽⁵⁾が存在するため、国内法（イタリア民法）との関係が争点となりEU裁判所に付託された。本先決裁定は、会社分割における分割会社の残存債権者の保護を達成するために、第6指令に明文規定がない加盟国国内法上の詐害行為取消権の主張を認めた。そのうえで、対世効を有する分割無効と区別して、会社分割自体の効力を争わず詐害行為取消訴訟を提起することを妨げないとした。

本稿では、EU法に明文規定のない国内法上の権利をEU法の目的達成のために認めた先決裁定の理論構成を、会社法上の組織再編行為に対し民法の規定を用いて解決を図った我が国の平成24年最高裁判決の理論構成やEU判例の先例とも比較しながら検討を行う。なお、先決裁定後、国内裁判所において、詐害行為取消権の行使が認容され残存債権者の債務履行請求が成就されたかは、本稿の射程外とする。

1. 事案の概要と争点

(1) 事案の概要

イタリアの建設会社 *Costruzioni Ing. G. Iandolo Srl*（以下、Y）は、会社分割（以下、本件新設分割）により、あらたに設立された *I.G.I*（以下、Z）に対して、資産の一部を移転した。本件新設分割によりYは優良資産の大部分を失い、価値の低い土地のみを保有することになったため、Yの債権者である *Maria Gracia Cicenía* ほか3名（以下、X）は、*Avellino* 地方裁判所に対し、「詐害行為取消権（*actio pauliana*）」（イタリア民法2901条⁽⁶⁾）により、主位的請

(4) Case C-394/18, *I.G.I Srl v. Maria Grazia Cicenía and Others*, Judgement of the Court (先決裁定), EU:C:2020:56, Opinion of Advocate General Szpunar (法務官意見), EU:C:2019:790.

(5) 同一加盟国の株式会社の分割（国内分割）に関する会社法第6指令（Sixth Council Directive 82/891/EEC [1982] OJ L378/47）。現在、第6指令は、他の5つの会社法関連指令と共に2017/1132指令に統合され、2017/1132指令135～160条に規定されている。

(6) 2901条（取消請求）：条件または期限のある債権につき、債権者は、以下の条件が満たされる場合、債務者が債権者の利益を害するような資産譲渡は、債権者に対して対抗できないことを請求することができる。(1) 債務者が、その行為が債権者の利益を害することを知っていたか、または債権の存在に先立つ行為の場合、その行為が債務履行を害することを意図的に計画

求として本件新設分割の証書は X の Y に対する債権に対して影響がないことを、予備的請求として X の債権に対する Y と Z の連帯保証を求めた。Avellino 地裁は X の主位的請求を認容した。

Y と Z は、イタリア民法2503条による分割異議申立が分割会社の債権者が用うる唯一の救済手段であり、それが認められなかった場合は分割の効果は債権者に当然及ぶことを理由として、X が主張する詐害行為取消権は認められないこと、およびイタリア民法2504条の4（分割の無効）は、会社分割の公示後分割証書の無効を認めていないこと、これらを主張して Napoli 控訴裁判所に控訴した。

Napoli 控訴裁判所は、イタリア民法2503条、2504条の4等は、第6指令12条（分割計画・契約の公示日以前の債権を有する分割会社の債権者の利益の保護）・19条（分割無効の原則）を国内法化したものであるとしたうえで、同12条は分割会社の債権者が履行請求を確保する訴訟の提起を排除するものではなく、（会社分割の）無効訴訟と詐害行為取消訴訟の間には相違点が存在すると考え、EU 裁判所に先決問題を付託した。

（2）争点⁽⁷⁾

争点となった二つの先決問題のうち一つめは、会社分割以前の債権を有するが、イタリア民法2503条の異議申立による救済（第6指令12条による保護措置）を請求していない分割会社の債権者（X）は、本件新設分割が X に影響を与えない旨の判決を得るために、ならびに承継会社（Z）の債権者よりも執行が優先され、かつ株主に対しても優先的地位に置かれるために、イタリア民法2901条による詐害行為取消訴訟を提起することができるか、という点である（第一先決問題）。

二つめは、第6指令19条における「無効」の意味は、会社分割公正証書の有効性に関する訴訟のみに該当するのか、それとも有効性にかかわらず、分割の効果の取消または執行不能により派生した訴訟にも該当するか、という点である（第二先決問題）。

していたこと。（2）さらに、有償行為において、第三者が、損害を認識しており、かつ債権の存在に先立つ行為の場合、債権者を害する意思において為された行為に加担していること。

(7) Case C-394/18, paras.25-37.

2. EU 裁判所の先決裁定

(1) 第一先決問題

EU 裁判所は、第 6 指令12条は、同条にもとづいた国内法が定める債権者保護措置が適用されない会社分割以前の債権を有する分割会社の債権者（残存債権者）が、当該会社分割は債権者に影響しない旨の判決を得、かつ新設会社に移転された資産に対する執行と保全の訴訟を提起するために、会社分割のうち、詐害行為取消訴訟を提起することを妨げない（裁定89段）と判示した。その理由は以下のとおりである。

第 6 指令12条 1 項は、加盟国に対して、会社分割計画（契約）案が公示される以前から存在しかつ期限が到来していない債権を有する分割会社の債権者のために適切な利益保護制度を定めることを求めており、同 2 項は、分割会社および移転された債務を承継する新設会社の財務状況により債権者保護を要する場合、加盟国が、「少なくとも」分割会社の債権者に適切な保護を受ける権利を付与することを定めている。同 3 項、同 6 項および22条 1 項によれば、加盟国は、新設会社に対し分割会社の債務に対し連帯保証責任を求めることを定めることができる（裁定61-65段）。

EU 裁判所は、これを本件に当てはめ、①12条に列挙された分割会社の債権者に対する保護措置に、詐害行為取消権（*actio pauliana*）は記載されていない（裁定66段）、②12条 2 項は「少なくとも」の文言を用いており⁽⁸⁾、同条は債権者の最低限の保護を求めたものにすぎず、債務履行請求において付加的な措置を定めることを加盟国に妨げてはいない（裁定67段）、③12条は、債権者が同条にもとづいて国内法が定める分割会社の債権者保護措置の一つを利用してない場合、同条に規定された措置以外の保護措置を用いることを禁じているわけではない（裁定68段）、④広義の会社債権者（債務証券保持人、分割の結果不利益を受ける恐れのある分割当事会社の債権を有する者を含む）の保護を求める第 6 指令前文 8 段（本指令の目的）の文脈に照らして、12条は、分割会社の債権者が、分割会社および移転された債務を承継する新設会社の財務状況により債権者保護を要する場合、これらの会社に詐害行為取消権の主張を妨げるものではないとした。ただし、訴訟の効果は同条の目的に反することはで

(8) 法務官意見59・60段も同旨。

きない(裁定69段)と判示した。

さらに、⑤イタリア民法2901条の定める詐害行為取消権は、分割会社の債権者に対して、新設された承継会社の債権者に優先する弁済を認め、かつこれらの会社の株主に対しても優先順位を認めている(裁定70段)、⑥分割以前は存在しなかった新設会社の債権者と分割会社の債権者の保護は異なるものであり(12条4項等)、12条は、加盟国の定める新設会社の債権者保護が分割会社の債権者に定められたものと同等であるとは定めていない(裁定73段)と述べ、以上のことから、EU裁判所は、第6指令12条は分割会社の債権者の利益保護のミニマム・ハーモナイゼーションを定めたもので、本件のような新設分割の文脈において、分割会社の債権者の利益保護の優先性を妨げるものではない(裁定74段)と判断した。

よって、第一先決問題に対するEU裁判所の回答は、「第6指令12条は、本条にもとづき国内法に定める債権者保護措置が適用されない会社分割以前の債権を有する分割会社の債権者(残存債権者)が、当該会社分割が債権者に影響しない旨の判決を得、かつ新設会社に移転された資産に対する執行と保全の訴訟を提起するために、会社分割後、詐害行為取消訴訟を提起することを妨げない」とした(裁定75段)。

(2) 第二先決問題

EU裁判所は、第6指令9条は、分割無効の原則を定めたもので、それは、分割会社の債権者が会社分割後、当該分割の効力を争えず、かつ当該債権者が対抗できない分割に限り認められる詐害行為取消訴訟を提起することを妨げない(裁定89段)と判示した。その理由は以下の通りである。

EU裁判所は、分割無効の原則を定める第6指令19条と詐害行為取消権の関係を検討し(裁定76-88段)、その結果、第6指令19条は、分割無効の原因、分割無効訴訟の始期を制限し、分割当事会社が一定の期間に分割無効となる瑕疵を治癒しうる場合を定めているが(裁定77段)、第6指令は「無効」を定義しておらず(裁定78段)、無効訴訟による取消の効果は対世効(*erga omnes*)を有する(裁定80段)と判示した。

その理由は、法務官意見73-75段⁽⁹⁾にいう文脈と第6指令前文11段⁽¹⁰⁾が述べ

(9) 「無効とは、一般的に、形成に必要な条件を満たしていない行為につき、当該行為を消滅させる制裁を示し、対世効を生じさせる。この定義は「無効」に言及する文脈と第6指令、とりわけ19条による目的に照らして確認で

る目的に依拠し、分割の無効原因を厳格に解したうえで、「無効」とは、19条1項(b)に記載された、①合法性に対する司法または行政上の予防的措置を欠く、②法律の定める様式の証書を欠く、③分割計画(契約)に関する株主総会決議が無効または取消可能である、の3つの場合に限るとした(裁定82-83段)。分割当事会社間、ならびに分割当事会社と第三者の間および出資者の法律関係を安定させるために、第6指令の目的は19条により分割無効は対世効を有するとした(裁定84段)。

EU裁判所は、法務官意見79段⁽¹¹⁾を引用して、分割無効訴訟は分割の手続要件の不遵守に対して効力を取り消すという制裁を目的とするが、詐害行為取消権は、分割により不利益が生じる会社債権者の保護を唯一の目的とする(裁定85段)とした。つまり、本件Xが主張するイタリア民法2901条による詐害行為取消権は、会社分割による特定の資産の移転によりXが債権の執行ができない場合のみに行使され、詐害行為取消訴訟は、会社分割の効力には影響せず、対世効も有しない(裁定86段)ので、19条にいう「無効」の概念には含まれない(裁定87段)とした。

よって、第二先決問題に対するEU裁判所の回答は、「第6指令19条は、分割無効の原則を定める同指令21条・22条と同様に、分割会社の債権者が、分割後その効力を争えず当該債権者が対抗できない分割に限って認められる、詐害行為取消訴訟を提起することを妨げない」とした(裁定89段)。

きる。」(法務官意見73段)「19条は会社分割を無効とする訴訟の要件を制限し、分割当事会社間、これらの会社と第三者あるいは株主の法律関係を規定しており、第6指令前文11段を具体化したものである。19条による分割無効の効果は対世効である。」(同75段)

- (10) 「…分割当事会社間、第三者との関係、および構成員間の関係に関する法律の確実性を確保するために、可能な限り瑕疵を治癒することにより、無効訴訟を開始できる期間を制限することにより、無効が発生する可能性のあるケースを制限する必要がある。」
- (11) 「国内裁判所によると、詐害行為取消権を定める国内法規定(イタリア民法2901条)は、債権者が損害の原因となる債務者による資産の移転は影響がないと宣告されることを請求しうることを定めている……無効訴訟は会社分割行為の手続要件に従い、その不履行を制裁する狙いがある。これに対し、詐害行為取消権の目的は、分割により不利益を受ける債権者を保護することである」(法務官意見79段)

3. 解説

(1) 本先決裁定の意義

本先決裁定の意義は、EU 法に明示的規定を欠く場合、EU 法の目的の範囲内で国内法の定める措置を尊重し排除しないことに加え、企業取引と債権者保護のバランスという私法上の普遍的なテーマを EU 法としてどのように位置づけるべきか、につき EU 裁判所の見解が示されたことにあろう⁽¹²⁾。また、本件は、内国会社法人の分割であるため、越境分割と異なり EU 法上の「開業の自由」は関係しないことも留意すべきである。

そうしたうえで、EU 裁判所は、第 6 指令12条は、会社分割における債権者保護の最低要件であり、加盟国が、指令の「目的」の範囲において国内的措置による保護を上乘せしうるとした。一方、分割無効と詐害行為取消権の行使はその「目的」と効果が異なることを明確にし、指令条文に記載はないが、指令前文に記載されたその目的に反しないとして、債権者保護のために詐害行為取消権の行使を認めたものである。

(2) 分割無効と詐害行為取消権の目的と効果の相違

会社分割無効の目的は、分割行為の手續上の瑕疵に対する制裁であり、その効果は分割の取消を消滅させる対世効を有する。これに対し、詐害行為取消権の目的は債権者保護であり、相対効しか有しない⁽¹³⁾。

本件法務官は、「無効とは、一般的に、形成に必要な条件を満たしていない行為につき、当該行為を消滅させる制裁を示し、対世効を生じさせる。」(法務官意見73段)と述べ、第 6 指令は会社分割を無効とする要件を19条で制限的に

(12) 主な評釈として、Laurence Idot, *Europe* No.3 Mars 2020, Comm.102, p.25. ; Nicola de Luca, *Actio Pauliana and Divisions (IGI v Cicienia, C-394/18)* : Not Everything that is done, Is well done, *European Company Law Journal* 2020 Vol.17/3, p.97-101. ; David Ramos Munõz and Montserrat Rodríguez Riu, Reconciling legal certainty in corporate divisions with respect for civil law remedies : Case C-394/18 I.G.I Srl v. Maria Grazia Cicienia, *Maastricht Journal of European and Comparative Law* 2020, p.358-378. ; Nicola de Luca, *European Company Law*, 2nd Edition 2021 Cambridge University Press, p.159-161, p.506-514.

(13) op.cit., Idot p.25.

定め、それは第 6 指令前文11段を具体化したもの（法務官意見75段）と、位置付けた。

これに続き、本先決裁定は、第 6 指令には「無効」の定義はされていない以上、一般的な解釈によるとして（裁定78-79段）、法務官意見を踏襲した（裁定80-81段）。そして、分割無効の要件は19条 1 項 (b) による 3 つの場合に制限されるとした（裁定82-83段）。

分割無効の効果は、分割会社の利害関係者に対して法的安定性に影響を及ぼす恐れがあるため、第 6 指令では、分割無効を生じさせる原因を制限し、また無効原因となる瑕疵の治癒を設け、分割無効訴訟の始期を制限することを定めている。一方、詐害行為取消権の目的はあくまで債権者保護であり、その効果も相対効にとどまることから、指令19条に記載される「分割無効」の概念には含まれないと位置付けて、EU 裁判所は分割無効と詐害行為取消権の目的と効果の相違を明確にしている。

かりに分割無効が認められ、新設会社から資産が分割会社に再移転（償還）されたとしても、ただちに残存債権者が債権の執行・保全ならびに新設会社に対する連帯保証が確保できるわけではないので、詐害行為取消権を主張すべきという見解⁽¹⁴⁾や第 6 指令は分割会社が存続しないことを前提にした建付けになっているので、会社債権者保護を確保するためには詐害行為取消権の行使による補完が必要という見解⁽¹⁵⁾があり、実務上、詐害行為取消権の主張は分割会社の残存債権者の救済をより盤石なものにすると考えられる。

そうした意味において、我が国の平成24年最高裁判決と比較してみたい。

（3）我が国の最高裁判決の理論構成との比較⁽¹⁶⁾

我が国では、平成12年の商法改正により会社分割制度が導入されて以来、平成17年の会社法制定後も、残存債権者を害するような濫用的な（＝詐害的な）会社分割が頻発した。そうしたなか、平成24年の最高裁判決⁽¹⁷⁾において、詐

(14) op.cit., de Luca p.100-101.

(15) op.cit., Munóz, p.372-376.

(16) 江頭憲治郎『株式会社法第 8 版』有斐閣（2021）928、948頁、会社法判例百選第 3 版判例93（最一小判 H24.10.12）、別冊法七新・総合特集シリーズ『民・商法の講をよむ』日本評論社（2013）179-196頁、田中亘ほか編『論究会社法』有斐閣（2020）271-297頁。

(17) 最高裁平成24年10月12日第二小法廷判決（民集66巻10号3311頁、判時2184

害行為取消権(民424条)の行使が物的分割による残存債権者に認められた⁽¹⁸⁾。

最高裁判決は、会社法には、新設分割が詐害行為取消権行使の対象となることを否定する明文規定は存在せず、会社法上の新設分割における会社債権者保護制度(会810条)の対象に残存債権者は含まれておらず、「詐害行為取消権によってその保護を図る必要性がある」とした。詐害行為取消権の行使による取消の効果は新設会社の設立には影響がなく、会社法に新設分割無効の訴えが規定されていることをもって、新設分割が詐害行為取消権の対象とならないと解すべきでない、とした。かりに詐害行為取消権の行使により新設分割が取り消された場合は、「その債権の保全に必要な限度で新設分割設立株式会社への権利の承継の効力を否定することができる」と判示した。

組織再編行為である会社分割は詐害行為取消権の対象ではない(民424条2項)とする見解に対し、最高裁判決は、「会社分割は、他にこれを否定すべき理由がない限り、その性質上詐害行為取消の対象となる」とし、詐害行為取消の効果は相対効であり、会社分割の効力を対世的に取り消す会社法上の会社分割無効の訴えの効果とは異なると位置付けた。一方、分割無効は法的安定性を著しく害するおそれがあるため、新設分割の取消の効果を限定して、債権保全に必要な限度で、財産移転とその承継に係る部分のみを取り消すことを求めるにとどめている⁽¹⁹⁾。

このように、分割無効(対世効)と詐害行為取消権(相対効)の各々の効果の違いを認め、残存債権者の救済のため、会社法上の会社分割行為に対して民法上の詐害行為取消権を用い得るとした点は、EU指令にもとづく会社分割行為に対して国内法上の詐害行為取消権を用いることを妨げないとした本先決裁定の文脈に通じる。こうした実定法上の問題はかならずしもEU法上の固有問題ではなく、理論構成において日本法とも比較の余地があると考えられる。

号144頁、判タ1388号109頁)。

(18) その後平成26年には会社法を改正することにより、残存債権者は、承継会社に対し、承継した財産の価額を限度として債務の履行を請求できるようになった(直接履行請求制度、吸収分割の場合は会759条4～7項、新設分割の場合は会764条4～7項)。なお、会社法改正は、詐害行為取消権の行使を排除するものではない。

(19) この事案では所有権移転登記の抹消(百選93, 191頁)。

(4) 債権者平等の原則に関する法務官意見との相違

本先決裁定は、概ねこれに先立つ法務官意見を踏襲するものであるが、債権者平等の原則に固執して条件を付した法務官意見（法務官意見68-70段）⁽²⁰⁾と残存債権者に優先順位を付与した本先決裁定（裁定70・73・74段）には明らかに相違がある⁽²¹⁾。

法務官は、分割無効と詐害行為取消権の目的の違いは認めたものの（法務官意見79段）、債権者の履行請求権の優先順位までは言及していない。むしろ、第6指令前文8段⁽²²⁾は債権者平等の原則を求めているものとして（法務官意見68段）、「（詐害行為取消権による）訴訟が第6指令12条に記載された他の債権者の保護に不利な影響を及ぼさない限り」（法務官意見70段）という条件付きで詐害行為取消権の行使を認めたにすぎない。

これに対し、本先決裁定が法務官意見を採用しなかった理由は、「12条は、分割会社と承継会社の債権者の保護レベルが同等であると定めていない」（裁定73段）という解釈によるもので、残存債権者と承継会社の債権者の間には保護の優劣があることを12条は禁じていないとして、残存債権者の利益保護の優先性を認める結論（裁定74段）に至っている。

かりに残存債権者が詐害行為取消権を行使して勝訴判決を得れば、分割による承継会社への資産移転が取消となるから、承継会社から分割会社に資産が返納されるか、または承継会社の資産を差し押さえることが想定される。この場合、詐害行為取消権の行使は他の債権者の利益を害することになる⁽²³⁾。一方、分割行為に詐害性がある以上、残存債権者の救済は、他の債権者と分割当事会社間の関係に影響を受けずに確保されることになる。

法務官意見の立場にたって、他の債権者を害しない条件で詐害行為取消権を

(20) 「本指令前文8段によると、本指令の目的の一つに、分割に関係するすべての債権者は分割が害することなく保護され……12条は債権者平等の原則に裏打ちされたものと解され……（同時に）前文11段は分割行為の法的安定性を確保する」（法務官意見68段）「…詐害行為取消訴訟が分割当事会社や第三者に対する法的安定性に影響を及ぼし……本指令の目的達成を損ねる可能性……」（法務官意見69段）

(21) *op.cit.*, *Idot* p.25. ; *op.cit.*, *Munöz* p.366-376, 372.

(22) 「…債権者（社債保有者を含む）および分割当事会社に対して、他の請求権を有する者は、分割が彼らの利益に悪影響を及ぼさないように保護されなければならない。」

(23) *op.cit.*, *Munöz*, p.366.

行使することは現実的には困難であると考えられ、本先決裁定が残存債権者に優先順位を認めたことは、より現実的な救済を想定したことになる。

(5) Marleasing 判決との比較

EU裁判所は、Marleasing 判決⁽²⁴⁾において、国内裁判所は国内法を可能な限り、EU法に対して適合解釈義務があるとして、EU指令の条文はその文言通り厳格に解されるべきとした⁽²⁵⁾。同事件は、会社設立に関する発起人契約において架空取引による契約無効原因があるとして、発起人の債権者が国内法にもとづき会社設立無効を主張した事案である。EU裁判所は、加盟国は、EU条約5条によりEU法に従う義務があり、国内裁判所は「会社法第1指令11条以外の事由で会社設立は無効にできない」と国内法を解釈すべきである⁽²⁶⁾と判示している。

たしかに Marleasing 判決で争点となった会社設立無効の原因は、法的安定性の確保のために当然に厳格なものでなければならない⁽²⁷⁾。設立無効原因の厳格性は、効果として対世効を有しかつ法人格の得喪に関わる分割無効原因と同様である。しかし、Marleasing 判決は債権者を欺罔するような寄付行為を取消しうる可能性を制限していない⁽²⁸⁾。会社設立を有効としたまま寄付行為の取消訴訟を提起しうることは否定されておらず、会社分割を有効としたまま残存債権者が資産移転につき詐害行為取消訴訟を提起しうるとする本先決裁定と同じ文脈といえる。

本先決裁定は、第6指令の条文に記載のない国内法上の詐害行為取消権を認めてはいるものの、その根拠をあくまで当該指令の「目的」に求めており、「可能な限り指令の求める結果を達成するよう指令の文言と目的に照らして各国法を解釈しなければならない」⁽²⁹⁾と判示した Marleasing 判決を踏襲していることになる。したがって、EU裁判所の判断は、Marleasing 判決と本先決裁

(24) Case C-106/89, Marleasing SA v. Le Comercial International Alimentation SA, [1990] ECR I-04135, ECLI:EU:C:1990:395. 邦文評訳として、中村民雄・須網隆夫編著『EU法基本判例集第3版』(2019)日本評論社、6番事件〔須網隆夫〕48頁以下参照。

(25) 前掲〔須網〕50頁、op.cit., de Luca, p.159-161. : op.cit., Munõz p.370.

(26) op.cit., de Luca, p.160.

(27) op.cit., de Luca, p.160-161.

(28) op.cit., de Luca, p.513.

(29) Case C-106/89, para.8. 前掲〔須網〕49頁。

定の間に変更はなかったと考える。

おわりに

会社分割と残存債権者の保護の問題は、実定法の分野で長年議論されている。本件は内国会社法人の分割として国内裁判所のみで議論されるべきところ、国内分割を扱う EU 指令が存在したため、EU 裁判所に付託された事案である。本先決裁定は、当該 EU 指令の「目的」に依拠して国内法による救済措置を認めることで、EU 法の潜脱や濫用から債権者保護を図ったもので、同時に国内法を尊重する態度が窺える。